

長崎県立大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会（人間健康科学研究科）規程

〔平成21年11月30日
規程第23号〕

改正 平成27年3月3日規程第24号
改正 平成28年3月1日規程第20号

（趣旨）

第1条 この規程は、人間健康科学研究科が日本学生支援機構奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）として、学長に推薦する者の選考を行う委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（任務）

第2条 本委員会は、長崎県立大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき、返還免除候補者に係る教育研究活動等の業績について評価を行い、当該候補者の推薦順位を付して学長に推薦するものとする。

2 前項の推薦順位については、専攻間の均衡に配慮して行うものとする

（組織）

第3条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科から選出された教員 2人
- (3) その他委員長が必要と認めた者

一部改正 [平成28年規程第20号]

（委員の任期）

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員に、その職務を代理させることができる。

一部改正 [平成28年規程第20号]

（会議）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

（補則）

第8条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成27年規程第24号]

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 24 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（任期）

2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規程第 20 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。